

# 運転免許に関する事務委託を受けようとする法人に対する埼玉県公安委員会の認定審査について

## 1 概要

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条第1項に規定されている運転免許関係事務については、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第31条の4の2の規定により、免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると埼玉県公安委員会が認める法人に事務委託しています。

そのため、別途行われる「令和6年度運転免許に関する事務委託」に伴う一般競争入札では、入札希望者は入札前に、あらかじめ所定の審査を受け、前記のとおり、埼玉県公安委員会の認定を受ける必要があります。

なお、審査を受けられるのは、法人格を有するものであれば、その種類を問わず、株式会社、有限会社等の会社のほか、一般社団法人、一般財団法人、特殊法人、非営利法人（NPO法人）、市町村等の地方公共団体も含まれます。

## 2 事務委託の内容

運転免許に関する事務委託内容は次のとおりです。

- (1) 新規運転免許証に係る事務
- (2) 運転免許証の作成に係る事務
- (3) 運転免許証の更新に係る事務
- (4) 運転免許証の記載事項変更に係る事務
- (5) 総合案内事務
- (6) 暗証番号に係る事務
- (7) 運転経歴証明書に係る事務
- (8) 国外運転免許証の発行に係る事務
- (9) 運転免許証の再交付に係る事務
- (10) 質問票の記載方法に係る事務
- (11) その他付随する事務

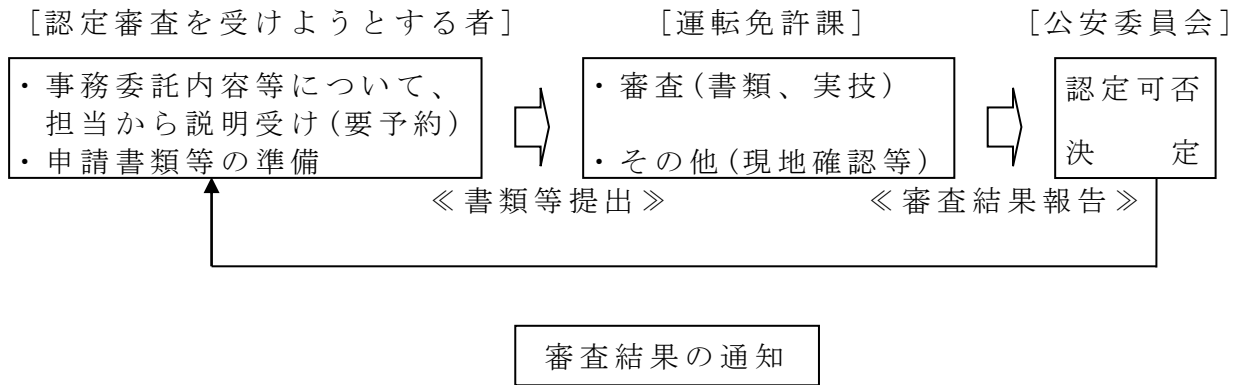
## 3 委託事務の履行場所

運転免許センター、再交付・国外運転免許センター及び11警察署（浦和、川口、朝霞、川越、東入間、所沢、狭山、越谷、草加、上尾及び西入間）

## 4 公安委員会の認定基準及び認定審査手続

- (1) 認定基準  
別添1のとおり
- (2) 認定審査手続  
別添2のとおり

※ 認定審査の流れ



## 別添 1

### 運転免許に関する事務委託に係る埼玉県公安委員会が認める法人の認定基準

運転免許に関する事務（以下「免許関係事務」という。）の委託に関し、規則第31条の4の2の規定に基づく埼玉県公安委員会が認める法人の認定基準について次のとおり定める。

免許関係事務の委託を受ける法人は、次に掲げる全ての要件に適合していること。

- 1 法人の役員等（取締役等の役員又はこれらに準ずる者及び法人の支店若しくは常時契約を締結する事務所代表者も含む。）は、次に掲げるいずれにも該当しない者であること。
  - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - (2) 禁錮以上の刑若しくは飲酒運転や無免許運転等別途指定する悪質な法令違反により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法律」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用していると認められる者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
  - (7) 法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
  - (8) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
  - (9) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
  - (10) 心身の障害により、職務を正常に行うことができない者

## 2 組織

- (1) 埼玉県内に主たる事務所又は営業所を有する法人であること。
- (2) 暴力団又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められる法人ではないこと。
- (3) 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦し、支持し、又は反対することを主たる目的としていない法人であること。
- (4) 個人情報情報の漏えい、滅失又は毀損の防止等、個人情報に関する内部規定が定められている法人であること。
- (5) 免許関係事務の的確な遂行に必要な運営管理体制が整備され、かつ、配置人員に急な欠員や欠勤が生じた場合、その補填が速やかにできるなど、免許関係事務を適正かつ継続的に実施することが可能な法人であること。

免許関係事務に従事する者として、免許センターの業務には1日当たりおおむね18人以上の事務、再交付・国外免許センター及び11警察署の業務には1日当たりおおむね24人以上の事務を遂行する体制を確保でき、繁忙時間帯には委託業務を円滑に遂行できる体制を確保できること。

なお、ここでいう事務に従事する者は、前記1の(1)から(10)までのいずれにも該当しない者であること。

- (6) 免許関係事務に従事する者を適正に管理する能力を有する者として、道路の交通に関する業務における管理的若しくは監督的地位に3年以上の経験を有する者又は自動車等の安全運転に関する業務について必要な知識及び経験を有する者がおり、かつ、同人を統括責任者として選任することができる法人であること。

なお、ここでいう統括責任者とは、前記1の(1)から(10)までのいずれにも該当しない者であること。

- (7) トラブル及び苦情処理対応が整備されていること。
- (8) 免許事務関連機器の操作ができる者がいること。

## 3 経理的基礎

- (1) 現に法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない法人であること。
- (2) 1年以上の営業実績を有している法人であること。

## 別添 2

### 運転免許に関する事務委託に係る埼玉県公安委員会が認める法人の認定審査手続

運転免許に関する事務の受託を希望し、認定審査申請をする法人に対し、あらかじめ運転免許業務の担当職員が業務内容及び審査方法等について説明（対面による方法）を行います。

その説明を聞いて、十分理解された上で、認定審査申請書等、所定書類を提出してください。

なお、この説明を受けないと認定審査申請ができないというものではありません。説明を受けるか否かは、認定審査申請をされる法人の任意です。

#### 1 業務委託内容等の説明

業務委託内容等の説明は、予約により行います。

##### (1) 予約方法等

予約は、電話により受け付けます。

##### ア 予約受付期間

令和6年2月5日（月）から令和6年2月26日（月）までの間

##### イ 予約受付曜日及び時間帯

月曜日から金曜日までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間（ただし、祝日を除く。）

##### ウ 予約先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課免許登録係

電話 048-543-2001（内線270）

音声ガイダンスに従い、「直接職員とお話したい」に進み、前記内線番号を伝えてください。

##### (2) 説明実施日

令和6年2月6日（火）から令和6年2月27日（火）までの間において別途指定した日時を予定

#### 2 認定審査申請書等の提出

埼玉県公安委員会の認定審査を受けようとする法人は、認定審査申請書（別記様式第1号）に以下に掲げる書類を添えて提出してください。

なお、提出された書類の返却は一切できませんので、あらかじめご承知ください。

- (1) 定款若しくは寄付行為又はこれらに準ずるもの
- (2) 登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）又はこれに準ずるもの
- (3) 個人情報情報の漏えい、滅失又は毀損防止等、個人情報に関する内部規定
- (4) 役員等名簿（別記様式第2号）
- (5) 役員等全員に係る次に掲げる書類
  - ア 「役員等」の本籍地を管轄する市町村等が発行する身分証明書
  - イ 医師の診断書（別記様式第3号）
  - ウ 誓約書（運転免許に関する事務委託に係る埼玉県公安委員会が認める法人の認定基準の1の(1)から(10)までに該当しない旨のもの。別添記載例参照）
  - エ 運転記録証明書（自動車安全運転センターが発行するもの）
  - オ 住民票の写し（個人番号の記載のないもので、登記事項証明書に役員として記載のある者を除く。）
- (6) 統括責任者として従事させようとする者に係る次に掲げる書類
  - ア 履歴書
  - イ 道路の交通に関する業務における管理的又は監督的地位に3年以上の経験を有する者又は自動車等の安全運転に関する業務について必要な知識及び経験を有する者であることを証明する書類
- (7) 免許関係事務に従事させようとする者に係る次に掲げる書類
  - ア 従事者名簿（別記様式第4号）
  - イ 履歴書
- (8) 現に法人税、地方税、消費税、地方消費税及び社会保険料を納付していることを証明する書類の写し
- (9) 前年度の財務諸表又は決算書（貸借対照表、損益計算書及び余剰金処分計算書）の写し
- (10) トラブル及び苦情処理対応に関する次に掲げる書類
  - ア トラブル及び苦情処理対応マニュアル
  - イ 最近1年間のトラブル及び苦情処理対応研修の実績
- (11) 前記書類のほか、別途指定する書類

### 3 提出書類の内容に変更が生じた場合の措置

認定審査申請書等の提出時から運転免許に関する事務委託の契約締結までの間において、役員の変更等で前記2に掲記した提出書類の内容に変更が生じた場

合は、直ちに運転免許課免許登録係に連絡してください。

変更内容により、別途指定する書類を提出していただくことがあります。

#### 4 書類の提出期限等

##### (1) 提出期限

令和6年5月8日（水）午後5時まで

##### (2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

※ 持参による受付時間は、月曜日から金曜日までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

##### (3) 提出先

〒365-8501

鴻巣市鴻巣405番地4

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課免許登録係（運転免許センター1階）

電話 048-543-2001（内線270）

#### 5 実技の審査

免許関係事務に従事する者が、指定した免許事務関係機器の操作を適切にできるのか否かを確認するため、実技の審査を行う場合があります。

#### 6 認定審査結果の通知

認定審査結果は、別途郵送する「認定審査結果通知書」により通知します。

#### 7 認定された場合の有効期限

別途行われる「令和6年度運転免許に関する事務委託」に伴う一般競争入札に限り、有効なものとしします。

## 認定審査申請書

運転免許に関する事務委託に係る埼玉県公安委員会が認める法人の認定審査について申請します。

令和 年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

(事務所の所在地)

(名 称)

(代表者の氏名)

ふりがな	
法人の名称	
ふりがな	
代表者氏名	
主たる事務所 の所在地	〒  電話
法人の種類	1 株式会社 2 有限会社 3 ( )財団法人 4 ( )社団法人 5 その他 ( )



## 役員等名簿

(ふりがな) 法人名称				
所在地				
番号	役職名	(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
1			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

## 注意事項

- 1 番号1の欄には代表者について記載すること。
- 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、添付すること。
- 3 法人名称、氏名にはふりがなを記載すること。

# 診 断 書

住 所

氏 名

生年月日

年 月 日

上記の者は、

- 1 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者に該当しない旨
- 2 精神機能の障害により、委託業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことが明らかである旨

を診断します。

令和 年 月 日

病院所在地

病 院 名

医 師

## 従 事 者 名 簿

(ふりがな) 法 人 名 称				
所 在 地				
番号	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所	備 考
1		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

## 注意事項

- 1 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、添付すること。
- 2 法人名称、氏名にはふりがなを記載すること。

## 誓 約 書

私は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑若しくは飲酒運転や無免許運転等別途指定する悪質な法令違反により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法律」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- 4 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用していると認められる者
- 5 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 7 法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 8 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがある者
- 9 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 10 心身の障害により、職務を正常に行うことができない者

埼玉県公安委員会 殿

令和 年 月 日

住 所

氏 名